

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第184号）、同月26日（同第196号）及び同年3月24日（同第254号ないし同第259号）

答申日：平成28年12月19日（平成28年度（行情）答申第594号、同第595号及び同第598号ないし同第603号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年1月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年2月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年3月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年4月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年5月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年6月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年7月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料（平成27年8月分）及び当該記事一覧の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「各国データベース」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成27年10月30日付け防官文第17368号、同年11月6日付け防官文第17682号、同月26日付け防官文第18596号、同日付け防官文第18597号、同日付け防官文第18598号、同日付け防官文第18599号、同日付け防官文第18600号及び同日付け防官文第18601号により防衛大臣（以下

「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各不開示決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1(平成28年(行情)諮問第184号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2015年1月分)及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」(本件対象文書)を特定し、その全てが法5条3号の不開示情報に該当することから、平成27年10月30日付け防官文第17368号により、不開示決定(原処分1)を行った。本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

本件対象文書の全てについては、防衛省・自衛隊の活動の資とするために収集した情報及びその分析が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心が推察され、対象国等に対抗措置をとられるとともに自衛隊の情報分析能力が推察され、その結果、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおりその全てが同条3号に該当することからこれを不開示としたものであり、異議申立人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 理由説明書2(平成28年(行情)諮問第196号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2015年2月分)及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」(本件対象文書)

ほか23文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成27年11月6日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、本件対象文書以外の文書について、法9条1項の規定に基づき、同年4月24日付け防官文第7138号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い、次に、本件対象文書について、その全てが同号の不開示情報に該当することから、法9条2項の規定に基づき、同年11月6日付け防官文第17682号により、不開示決定（原処分2）を行った。

本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

3 理由説明書3（平成28年（行情）諮問第254号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年3月分）及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」（本件対象文書）ほか23文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、本件対象文書以外の文書について、法9条1項の規定に基づき、同年5月29日付け防官文第8908号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い、次に、本件対象文書について、その全てが同号の不開示情報に該当することから、法9条2項の規定に基づき、同年11月26日付け防官文第18596号により、不開示決定（原処分3）を行った。

本件異議申立ては、原処分3に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

4 理由説明書4（平成28年（行情）諮問第255号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、

米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年4月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」（本件対象文書）ほか23文書を特定した。

本件開示請求に対しては，法11条を適用し，平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で，まず，本件対象文書以外の文書について，法9条1項の規定に基づき，同年6月26日付け防官文第10269号により，法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い，次に，本件対象文書について，その全てが同号の不開示情報に該当することから，法9条2項の規定に基づき，同年11月26日付け防官文第18597号により，不開示決定（原処分4）を行った。

本件異議申立ては，原処分4に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

5 理由説明書5（平成28年（行情）諮問第256号）

(1) 経緯

本件開示請求は，「基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料（2015年5月分）及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」（本件対象文書）ほか17文書を特定した。

本件開示請求に対しては，法11条を適用し，平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で，まず，本件対象文書以外の文書について，法9条1項の規定に基づき，同年7月29日付け防官文第11976号により，法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い，次に，本件対象文書について，その全てが同号の不開示情報に該当することから，法9条2項の規定に基づき，同年11月26日付け防官文第18598号により，不開示決定（原処分5）を行った。

本件異議申立ては，原処分5に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

6 理由説明書6(平成28年(行情)諮問第257号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2015年6月分)及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」(本件対象文書)ほか24文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、本件対象文書以外の文書について、法9条1項の規定に基づき、同年8月31日付け防官文第13382号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い、次に、本件対象文書について、その全てが同号の不開示情報に該当することから、法9条2項の規定に基づき、同年11月26日付け防官文第18599号により、不開示決定(原処分6)を行った。

本件異議申立ては、原処分6に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

7 理由説明書7(平成28年(行情)諮問第258号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2015年7月分)及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」(本件対象文書)ほか27文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、本件対象文書以外の文書について、法9条1項の規定に基づき、同年9月29日付け防官文第14993号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い、次に、本件対象文書について、その全てが同号の不開示情報に該当することから、法9条2項の規定に基づき、同年11月26日付け防官文第18600号により、不開示決定(原処分7)を行った。

本件異議申立ては、原処分7に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

8 理由説明書8(平成28年(行情)諮問第259号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2015年8月分)及び当該記事一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として「各国データベース」(本件対象文書)ほか12文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成27年11月27日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、本件対象文書以外の文書について、法9条1項の規定に基づき、同年10月28日付け防官文第17018号により、法5条3号に該当する部分及び不存在の文書を不開示とする一部開示決定を行い、次に、本件対象文書について、その全てが同号の不開示情報に該当することから、法9条2項の規定に基づき、同年11月26日付け防官文第18601号により、不開示決定(原処分8)を行った。

本件異議申立ては、原処分8に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨

(3) 異議申立人の主張について

上記1(3)と同旨

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 平成28年2月23日 | 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第184号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同月26日 | 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第196号) |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑤ 同年3月9日 | 審議(平成28年(行情)諮問第184号及び同第196号) |
| ⑥ 同月24日 | 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第 |

- 254号ないし同第259号)
⑦ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
⑧ 同年4月14日 審議(平成28年(行情)諮問第254号ないし同第259号)
⑨ 同年12月7日 本件対象文書の見分及び審議(平成28年(行情)諮問第184号, 同第196号及び同第254号ないし同第259号)
⑩ 同月15日 平成28年(行情)諮問第184号, 同第196号及び同第254号ないし同第259号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が、新聞、ウェブサイト等様々な媒体等から収集した情報を取りまとめたものであり、処分庁は、その全部について、法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

なお、異議申立人は、各開示請求において、基礎情報隊が作成した情報資料の2015年1月分ないし同年8月分の開示を求めているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書については、その性質上、月ごとにまとめられているものではないため、それぞれの開示請求時点におけるものを特定したとのことであった。

異議申立人は、本件対象文書について、その開示を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、これには、基礎情報隊が収集の上、取捨選択し、蓄積した各国の軍事情勢等に関する情報並びにそれらの情報について分析及び評価した内容が記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、基礎情報隊が収集の上、取捨選択し、蓄積している情報の対象範囲及び同隊における情報収集の手法が明らかとなり、防衛省・自衛隊の情報関心、情報収集能力及び情報分析能力等が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当す

るとして不開示とした各決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子